

「電磁探査を用いた沿岸部における塩淡境界の空間分布把握に関する研究」
に係る公募要領

令和5年10月23日

企画本部
産学官契約部

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、下記の委託研究課題について実施者を以下の要領で公募します。

記

1. 委託研究課題

電磁探査を用いた沿岸部における塩淡境界の空間分布把握に関する研究

2. 研究目的

沿岸部は陸域の淡水（地下水）と海域の塩水による混合領域（塩淡境界）が形成される場所である。塩淡境界は、海域における地下水の出口となっており、地下水の流出域として非常に重要である。塩淡境界については、外浜から大陸棚まで様々なスケールで存在することが知られており、その形状についても数多く提案がなされている。一方で、海岸部の地下数十メートル程度の外浜スケールの塩淡境界についての調査事例は数多く存在するものの、数百～1km程度までの深部の塩淡境界に関する調査事例は極めて少なく、その実態についてはよくわかっていない。これまでの研究により、塩淡境界の深度分布を含む形状は陸域地下水の動水勾配や地形、地質に大きく依存することが明らかとなっていることから、本研究では、取得された電磁調査のデータから国内における複数の沿岸部、とくに海岸部における塩淡境界の空間分布を、高精度で把握するための技術の確立を目的とする。

3. 研究概要

産業技術総合研究所（以下、産総研）では、沿岸部における塩淡境界の空間分布を把握する目的で、北海道幌延町沿岸部ならび静岡県富士市沿岸部において、MT法やTEM法などを用いた複数の電磁探査を実施している。一方で、沿岸部、とくに海岸部においては、人間生活等に起因する人工ノイズや、導電性の大きい塩水の存在により、高精度で地下の比抵抗構造を把握することは難しい。

地下水流動は後背地の地形・地質学的条件によって左右されるため、上述した富士市沿岸部のように、後背地に富士山や愛鷹山など複数の山地を有する場所において

は、塩淡水境界の空間分布、とくに深度分布は海岸線にそって非常に複雑な形状を有していることが予想される。

そこで、本研究では、沿岸部における高精度の塩淡水境界の空間分布把握を把握する手法の確立を目指す。

なお、本研究の実施にあたっては、以下の項目を実施すること。

1. 既存の論文ならびに報告書等を収集し、沿岸部における電磁探査あるいは電気探査の事例をとりまとめ、最適な解析方法を検討する。
2. 検討した解析方法を用いて産総研が北海道幌延町沿岸部ならびに静岡県富士市沿岸部において取得したデータの再解析を実施する。
3. 測線あるいは側転の近傍に掘削された調査孔における各種物理検層データや地下水水質データとの比較による解析結果の検証。
4. 北海道幌延町沿岸部ならびに静岡県富士市沿岸部における塩淡水境界の3次元空間分図の作成

4. 要件

- (1) 委託期間：契約締結日から令和6年2月29日まで
- (2) 委託費の額：250万円（一般管理費及び消費税を含む）を上限とする。
- (3) 成果物の提出：

成果報告書として、電子媒体1式及び印刷物2部（正1部、写1部）、取得データを電子媒体1式に取りまとめ、委託期間終了日までに下記の提出先まで送付又は提出してください。なお、当該報告書には研究成果・研究発表・講演、文献、特許等の状況を併せて記入してください。

【提出先】

〒305-8567 茨城県つくば市東1-1-1

国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター第七事業所

地圏資源環境研究部門 地下水研究グループ

井川 怜欧 (E-mail: reo-ikawa●aist.go.jp) ※●は@

5. 委託事業者の要件

次の①～⑤の要件をいずれも満たすことが必要です。

- ① 日本に登記されている法人であること。
- ② 当該の研究テーマを遂行しうる十分な知見、特に沿岸陸域・海域の双方で電磁探査法のデータ取得および解析を実施した経験があり、かつ、研究計画の実行及びその目標の達成に必要な組織、人員を有していること。
- ③ 当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること。

- ④ 産総研の研究を推進する上で必要とする措置を、適切に遂行できる体制を有していること。
- ⑤ 採択案になった場合においても、産総研と協議のうえ、委託内容を確定させることを承認すること。

6. 応募方法

6-1. 応募書類

応募者は本公募要領及び提案書様式に従い応募書類を作成し、公募期間の令和5年10月23日から令和5年11月24日（締め切り日の17時まで）までの間に、下記の提出先まで送付又は提出してください。なお、(1)～(5)については、電子メール又はファクシミリによる提出は受け付けません。

応募書類は次の資料としてください。

- (1) 提案書受理票 1部
- (2) 提案書 2部（正1部、写1部）
- (3) 会社等経歴書 2部
(大学・研究機関にあつては、会社等経歴書の代わりとして、経歴の記載のあるパンフレット等でも差し支えありません。)
- (4) 財務諸表 2部（直近の2年度分）
- (5) 研究経歴書 2部（研究代表者分）
- (6) 提案書の電子媒体 1部（MS-Word形式にて電子メールで提出）

【提出先】

〒305-8560 茨城県つくば市梅園1-1-1
国立研究開発法人産業技術総合研究所 つくばセンター
企画本部 産学官契約部 公的研究契約一室 委託チーム

6-2. 応募書類の受理

- (1) 「委託事業者の要件」を満たさない法人等からの応募書類や記載内容等に不備がある提案書は、受理できません。（公募期間内に不備を修正できない場合は、当該応募は無効となります。）
- (2) 応募書類を受理した場合は、提案書受理票を応募者に通知します。
- (3) 提出いただきました提出書類は、返却いたしません。

6-3. 秘密の保持

応募書類は本委託研究の採択審査のためにのみ使用します。

7. 審査

7-1. 審査方法

委託事業者は、公募要領に合致する応募を対象に委員会で選定します。なお、審査は非公開で行われ、審査の経過に関するお問い合わせには応じられません。また、必要に応じて応募者に対してヒアリング等を実施することがあります。

7-2. 審査事項

応募書類は、次の視点から審査します。

- (1) 当該研究の目標が産総研の意図と合致していること。
- (2) 当該研究の方法、内容等が優れており、具体性に富む提案で成熟度が高いこと。
- (3) 関連分野の研究等に関する実績を有すること。
- (4) 当該研究を行う体制が整っていること。
- (5) 当該研究を実施する上で経済性が優れていること。
- (6) 経営基盤が確立していること。

8. 公的研究費の不正使用等、研究活動の不正行為への対応

本委託研究及び他の公的研究資金において、研究費の不正使用並びに不正受給、及び研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）があると認められた場合、不正の重大性等を考慮しつつ、以下の措置を講じることがあります。

- ① 本委託研究に使用した研究費の全部又は一部の返還を求めること。
- ② 不正使用並びに不正受給、及び不正行為を行った研究者等、それに共謀した研究者等に対し、産総研の公募する委託研究に応募すること、又は参加することを制限すること（応募に対する採択の取り消しを含む。）。

9. 暴力団排除の取り組み

応募書類は、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾したうえで提出してください。なお、誓約事項について虚偽が認められた応募者が提出した応募書類は無効となります。

10. 研究活動を通じて取得した技術等の輸出規制に対する対応

- ① 我が国では、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※ 我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提

供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)から成り立っています。

- ② 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。
- ③ 本(委託・補助)事業を通じて取得した技術等を輸出(提供)しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。なお、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消す(契約の全部又は一部を解除する)場合があります。

【参照】 安全保障貿易管理の詳細については、下記をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<http://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

1.1. 本件に関する問い合わせ

公募期間内に電子メールで下記に問い合わせてください(日本語に限ります。)

【問い合わせ先】

企画本部 産学官契約部 公的研究契約一室 委託チーム

E-mail : M-koufu-itaku-ml●aist.go.jp※●は@

暴力団排除に関する誓約事項

当社（大学である場合は当校、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上